平成30年第2回京丹波町議会定例会(第1号)

平成30年 6月 4日(月)

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定

自 平成30年 6月 4日

17日間

至 平成30年 6月20日

- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第54号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第55号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第56号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 の制定について
- 第12 議案第57号 京丹波町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条 例の制定について
- 第13 議案第58号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)

- 2 議会に付議した案件 議事日程のとおり
- 3 出席議員(16名)
 - 1番 岩田恵一君
 - 2番 野口正利君
 - 3番 坂 本 美智代 君
 - 4番 東 まさ子 君
 - 5番 村山良夫君
 - 6番 谷山 眞智子 君
 - 7番 西山芳明君
 - 8番 隅山卓夫君
 - 9番 森田幸子君
 - 10番 山田 均君
 - 11番 山下靖夫君
 - 12番 谷口勝已君
 - 13番 北尾 潤君
 - 14番 梅原好範君
 - 15番 鈴木利明君
 - 16番 篠塚信太郎 君
- 4 欠席議員(0名)
- 5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者(21名)

町 昇 君 長 太 田 副 町 長 谷 俊 明君 参 事 伴 田 邦 雄君 之 君 参 事 山 田 洋 総 務 課 長 中 尾 達 也 君 監 理 課 野 村 雅 浩 君 長 企画政策課長 南 哲 也 君 木

税務課長 松山征義君 住 民 課 長 長 澤 誠君 保健福祉課長 大 西 義 弘 君 子育て支援課長 知 美 君 津 田 医療政策課長 中 Ш 豊君 農林振興課長 林 英 治 君 栗 二君 商工観光課長 森 英 山 土木建築課長 内 和 浩 君 山 上下水道課長 十 倉 英 君 隆 会計管理者 木 一君 久 寿 瑞穂支所長 Щ 内 善 博 君 諭 君 和知支所長 榎 Ш 教 育 長 松 本 和久君 教 育 次 長 堂本 光 浩 君

6 出席事務局職員(2名)

 議会事務局長
 藤田正則

 書
 山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長(篠塚信太郎君) 本日は定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第2回京丹波町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番議員・森田幸子君、10番議員・山田 均君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの17日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月20日までの17日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、承認第1号ほか8件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

5月31日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

4月18日及び5月21日に議会運営委員会、5月16日に福祉厚生常任委員会、5月2 2日に産業建設常任委員会、5月23日に総務文教常任委員会、4月24日及び5月31日 に新庁舎建設特別委員会が開催され、それぞれ所管の調査研究を実施していただきました。

議会広報常任委員会には、議会だより第57号を発行いただきました。

本定例会までに受理した要望書をお手元に配付しております。また、京丹波町監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本定例会のビデオカメラによる 撮影・収録を許可しましたので、報告します。

本日、本会議終了後、全員協議会及び議会広報常任委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご苦労さまでございますが、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

- ○議長(篠塚信太郎君) 日程第4、行政報告を行います。太田町長。
- ○町長(太田 昇君) 本日ここに、平成30年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしま したところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、 まことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、田植え作業も順調に進み、一区切りを迎えようとしております。京丹波町の里や野山も緑が映える季節となりました。これからは、町の特産品であります黒大豆や大納言小豆を初めとする畑作物の作付準備も進んでおります。このまま順調に作物が育ち、実りの秋が迎えられることを願うものであります。

国及び府が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、本町では少子化・高齢化に歯どめをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指し、平成27年度に「京丹波町創生戦略」を作成したところです。この創生戦略に基づき、国において創設された各種交付金を最大限に活用し、事業を実施しているところです。取り組む事業は、それぞれに成果目標を持たせ、業績を評価することで事業の妥当性と達成度合いをはかり、着実に成果を上げる必要があります。このため、これまで実施してまいりました各種事業の正確な分析と改善を図りながら事業を推進し、人口減少に歯どめをかけ、地域経済の循環を進めてまいります。

平成30年度は、私が携わった最初の当初予算に基づく町政運営であります。まちづくりの基本理念であります、助け合いと活力のある「健康の里づくり」の実現のため、各種事業を推進してまいります。

まず、行政の公正化につきましては、町民の皆さんと一体的なまちづくりを進める上でしっかりと説明責任を果たす必要があると考えております。中でも、丹波地域開発株式会社への公金投入の件や新庁舎建設にかかる建設コスト縮減の件などの説明の機会として「タウンミーティング」を7月から実施させていただきますので、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

「タウンミーティング」においてもご報告します新庁舎整備事業でありますが、現在、設計業務に取り組んでいるところであります。これまでに、設計ワークショップを3回開催し、参加いただいた住民の方から、住民目線でのご意見やアイデアをいただいております。これらのご意見等につきましても設計に取り入れていきたいと考えております。

次に、認定こども園の開設に向けた取り組みでありますが、平成29年12月に京丹波町子ども・子育て審議会から「認定こども園開設」と「新園舎建設」についての答申をいただき、本年3月に「町立認定こども園開設に係る基本計画」並びに「新園舎建設基本計画」を策定したところです。今後におきましては、新園舎の建設に向けまして、基本計画に基づく調整や設計業務の発注に向けて取り組んでまいります。

次に、京丹波町ロケーションオフィスでありますが、平成27年度から、国の地方創生加速化交付金などを活用し、ロケ誘致を軸としたさまざまな事業による地域の活性化を目指し、平成29年6月1日に京丹波町観光協会の一つの組織として「京丹波町ロケーションオフィス」を開設したところです。本年5月19日には、丹波マーケス うるおい館のふれあいホール内に新たな事務所を開設し、ロケ誘致や観光事業の促進と、映画や映像の世界に町民の皆さんが関心を深めていただき、見るだけでなく参加いただけるロケ誘致事業を展開してまいります。

次に、消防防災体制の充実強化でありますが、このほど防災ハザードマップを作成したところです。いざというときに慌てず行動を取っていただくための情報や、地域の避難場所や危険箇所などを掲載しておりますので、ご活用いただきたいと存じます。また、地域防災力の核となる消防団につきましては、本年3月に京丹波町消防団組織等審議会から組織再編等あるべき姿について答申をいただいたところです。今後におきまして、消防団組織の再編に向けまして慎重に協議をしてまいります。

最後に、出納閉鎖を迎えました平成29年度の各会計決算見込みでありますが、一般会計では、歳入110億4,000万円、歳出108億4,000万円、収支は2億円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、6,000万円程度の黒字決算の見込みとなりました。

また、特別会計では、歳入58億7,000万円、歳出56億8,000万円、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は1億8,000万円を見込むところでありまして、まずは健全な姿での決算が見込まれますことを報告させていただきます。

今後とも引き続き業務の効率化と適正な予算執行に努めるとともに、さらなる財政の健全 化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。 以上、行政報告といたします。

○議長(篠塚信太郎君) 以上で町長の行政報告を終わります。

《日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について~日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京 丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、承認第4号 専決処分の 承認を求めることについて 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長(太田 昇君) それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要 を説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する 法律の施行に伴い、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の 承認をお願いしております。

固定資産税等の特例措置について、現行の仕組みを3年延長するものなど、地方税法等に おいて改正された内容に基づき必要な整理を行うものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

今年度から始まりました国保の都道府県単位化に伴い、事業主体が京都府となったことから、各課税額の定義につきまして、所要の改正がなされたものであります。

国民健康保険税の賦課区分のうち、医療給付費分に係る課税限度額を54万円から58万

円に引き上げるものであります。

また、低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準の見直しを行うものであります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格において、法人であることが必要ですが、 「看護小規模多機能型居宅介護」に限り、申請者の資格について病床を有する診療所を開設 している者も認めることとするものなどであります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

本年4月から創設の介護保険と障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」におきまして、訪問介護を行う者の資格が政令の改正に伴い、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護を行う者の資格範囲が拡大されたところでありますが、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「夜間対応型訪問介護」のサービスを提供する者の範囲については、従来どおりとするための改正などであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきま すようお願い申し上げます。

- ○議長(篠塚信太郎君) 補足説明を担当課長に求めます。松山税務課長。
- ○税務課長(松山征義君) それでは、承認第1号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の 専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31 日に公布をされたことに伴いまして、施行期日を平成30年4月1日からする必要がある内容についてのみ措置をさせていただいたものでございます。

それでは、税条例の改正の内容について、その概要を新旧対照表に基づきまして、ご説明 を申し上げます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

第20条につきましては、後ほどご説明をさせていただきます条例第48条及び第52条 に係る改正に伴いまして、本条における条文中の条項にずれが生じましたことから、適用条 項の整理を行うものでございます。

同じく1ページ、第24条でございます。

第24条につきましては、法改正に伴いまして、同様に条文の文言につきまして、一定の 整理を行うものでございます。

次に、第31条でございます。

第31条、均等割の税率につきましても、法改正に伴いまして、同様に条文中における文 言の整理を行うものでございます。

次に、2ページから3ページをごらんください。

第36条の2につきましても前条同様でございます。法律の改正及び省令等の改正に伴いまして、適用条項並びに文中の文言等の表現について、一定の整理を行うものでございます。 次に、4ページ、第47条の3につきましても、今回の法改正に伴いまして、同様に文言について整理を行うものでございます。

次に、4ページから5ページ、第47条の5につきましても、今回の法改正に伴いまして、 同様に文中の文言等について一定の整理を行うものでございます。

次に、5ページから8ページでございます。

第48条、法人の町民税の申告納付につきましては、法人税法並びに今回の地方税法の改正に伴いまして、租税特別措置法の適用を受ける場合、国税から控除しきれなかった額につきまして、法人町民税の税割額から控除する規定が定められましたことから、同様に条例におきましても必要な事項を明記することとあわせまして、適用条項及び文中の文言表現等につきまして、所要の整理を行うものでございます。

次に、8ページから11ページ、第52条でございます。

第52条につきましては、今回の法改正に伴いまして、法人町民税に係る納期限の延長の場合に係る延滞金の計算の規定が整理をされましたことから、条例につきましても同様に関係する条項に係る既定の整理を行うなど、所要の整理を行うものでございます。

続きまして、11ページでございます。

第54条でございます。

第54条につきましても、法施行規則の改正に伴いまして、条文中の適用条項にずれが生 じましたことから、必要な整理を行うものでございます。

次に、12ページでございます。

附則第3条の2でございます。

今回の税条例第48条及び第52条の改正に伴いまして、本条における条項のずれが生じましたことから、適用条項について必要な整理を行うものでございます。

次に、13ページでございます。

附則第4条につきましても、今回の町税条例第52条の改正に伴いまして、条項が一定整理をされましたことから、本条に係る適用条項等について必要な整理を行うものでございます。

次に、14ページから15ページ、附則第10条の2でございます。

地方税法附則第15条第1項第1号の条例で定める割合でございますけれども、本附則の 改正に基づきまして、固定資産税の課税標準の特例措置を定めているものでございます。

特に、第6項から第14項における再生可能エネルギー発電設備に係る特例について、今回の地方税法の改正によりまして、一定総務省令の定める規模に基づき条項が細分化されましたことから、条例においても同様に条項の整理を行うものでございます。

あわせて、その他の項につきましても、法改正に伴いまして、適用条項等の整理を行うも のであります。

なお、本附則第10条の2における該当設備につきましては、現在のところ本町において はございません。

次に、15ページから20ページでございます。

附則第10条の3でございます。

固定資産税の課税標準の特例を定めるものでございます。

今回の法改正に伴いまして、劇場など改修実演芸術公演施設に係る減額を受けようとする 者がすべき申告について、規定が定められたことに伴いまして、同様に条例においても条項 を追加する等、必要な整理を行うものでございます。

なお、本町においては、現在のところ本条に該当する施設はございません。

あわせて、法改正並びに政省令の改正に伴いまして、本条中における条項等にずれが生じましたことから、第3項から第11項について適用条項の整理を行うものでございます。

次に、20ページでございます。

附則第11条でございます。

第11条につきましては、固定資産税の特例に関する用語の意義を整理をしているもので ございますけれども、法改正に伴いまして、現行の固定資産税の特例措置が3年間延長とな ったことから、同様に表題中の年度及び条文中の文言について所要の整理を行うものでござ います。

次に、20ページから21ページでございます。

附則第11条の2でございます。

土地の価格の特例につきましても、地方税法の改正に伴いまして、特例措置が3年間延長をされることとなりましたことから、法改正と同様に条例におきましても適用年度についての所要の整理を行うものでございます。

同じく21ページから24ページでございます。

附則第12条でございます。

宅地等に対して課する各年度の固定資産税の特例につきましても、今回の地方税法の改正 に伴いまして、特例措置が3年間延長されましたことから、法改正と同様に適用年度及び文 中表現等々について必要な整理を行うものでございます。

同じく24ページ、附則第13条、農地に関係する固定資産税の特例につきましても、前条同様に法改正に伴いまして、3年間延長されましたことから、同様に条例におきましても 適用年度等について所要の整理を行うものでございます。

最後に、24ページから25ページでございます。

附則第15条でございます。

附則第15条につきましても、本町は該当はございませんけれども、法改正に伴いまして、 3年間の延長ということになりましたことから、同様に条例中において適用年度についての 所要の整理を行うものでございます。

以上、簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(篠塚信太郎君) 長澤住民課長。
- ○住民課長(長澤 誠君) それでは、承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に 公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴いまして、本町の国民健康保険税条 例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、町長の説明にもありましたように、保険税の課税限度額の見直し及び軽減判定所得基準についての見直し、また、国保都道府県化に伴いまして、 課税額の定義につきまして変更等を行うものでございます。

具体的には、新旧対照表によりご説明させていただきますので、4枚目の横長の表をごら

んください。

まず、第2条でございますが、第1項第1号から第3号につきましては、これまで国庫補助金と国保税を財源といたしまして、後期高齢者支援金や介護納付金を各市町村が診療報酬支払基金へ支払っていたところでございますが、今年度からの都道府県化に伴いまして事業主体が京都府となり、国庫補助金の財源につきましては、京都府の特別会計で受け入れ、各市町村が京都府に納めた納付金と合わせて京都府が支払うという形となったことに即しまして、各課税額の定義について所要の改正がなされたものでございます。

裏面の下段部分の第2項についてでございますが、医療給付費課税額について規定しており、世帯主等につき算定した所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計額とすることになっていますが、その額については、その合計額の限度額を54万円から58万円に引き上げるものであり、国保税全体の賦課限度額は従前の89万円から4万円引き上げて93万円となります。

なお、次のページでございますが、第3項、後期高齢者支援金分は19万円、第4項の介護納付金は16万円で変更はございません。

また、この限度額引き上げに伴う保険税の増額分といたしましては、当初予算算定時点で28世帯、約117万円を見込んでおります。

また、裏面の第23条第1項におきましては、保険税の減額に際しての限度額の規定でございますが、第2条と同様にそれぞれ引き上げをするものでございます。

また、第2号におきましては、5割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者数等に乗じる金額を27万円から27万5,000円に引き上げるもの。

また、第3号の2割軽減の判定所得の算定において、被保険者数に乗じる金額を49万円から50万円に引き上げるものでございます。

なお、この改正に本町の被保険者への影響といたしましては、当初予算算定時点で医療給付費分では、5割軽減世帯が10世帯23人、軽減額約51万円、2割軽減世帯が8世帯12人、軽減額約11万円の増額を見込んでおります。

次に、最終ページ、第24条の2第2項につきましては、雇用保険法で定めるところの離職者であって、特例対象被保険者等、いわゆる会社の倒産でありますとか事業縮小やリストラなどの会社の都合で失業した方である場合の申告におきまして、個人番号による情報連携により対象被保険者であることが把握できる場合は、失業手当の受給の際に必要な雇用保険受給資格証の提示が不要になることによる改正でございます。

以上、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容につきまして

の補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(篠塚信太郎君) 大西保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(大西義弘君) それでは、承認第3号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

本年4月から指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、指定居宅介護支援事業者の申請者の資格要件は市町村の条例で定めることとされましたので、本条例に指定居宅介護支援事業者を追加する条例改正につきまして、3月の議会定例会において議決をいただいたところでございます。

今回の改正につきましては、平成30年3月22日付で公布されました介護保険法施行規 則等の一部を改正する等の省令が4月1日から施行されたことに伴うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第3条第1項につきましては、指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格において法人であることが必要ですが、看護小規模多機能型居宅介護に限り、申請者の資格について病床を有する診療所を開設している者も認めるものとするものでございます。この規定を追加しますことから、条文自体をよりわかりやすくするため、第1項で規定をしておりました京丹波町暴力団排除条例で規定される暴力団等であってはならない規定については、第2項を新設し規定するものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

なお、看護小規模多機能型居宅介護とは、事業所への通い、自宅への訪問、事業所での宿泊を柔軟に組み合わせることができる小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせて提供するサービスであり、医療的なケアを必要とする方が住み慣れた家や地域で安心して生活していただくことを目指しておりますが、現時点におきまして、町内でこのサービスの指定を受けておられる事業者はございません。

また、今回の改正により追加されました指定を受けるための資格者要件であります病床を 有する診療所につきましても、現時点において町内では該当の診療所はございません。

以上、まことに簡単ではございますが、承認第3号の補足説明とさせていただきます。ご 承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第4号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまし て、補足説明を申し上げます。 本年1月に国の基準省令等が改正されたことから、3月の議会定例会におきまして、共生型サービスや介護医療院の創設等に伴う条例改正の議決をいただいたところでございます。

今回の改正につきましては、本年3月22日に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令と介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が公布され、4月1日から施行されたことに伴うものでございます。

主な内容といたしましては、本年4月から創設されました介護保険と障害福祉サービスを 一体的に提供する共生型サービスにおきまして、訪問介護を行う者の資格について、介護保 険法第8条第2項に規定する訪問介護を行う者の資格範囲が政令の改正に伴い拡大されたと ころでありますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護のサービス を提供する者の資格範囲については、従来どおりとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、第5条第1号におきましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、 訪問介護員等の資格として政令で定める者を介護職員初任者研修課程の修了者に限定する規 定を追加するものであります。

なお、現時点におきまして、町内ではこのサービスの指定を受けておられる事業者はございません。

続きまして、第16条におきましては、引用する介護保険法施行規則の省令番号を先ほどの第5条第1号で規定することから、本条においては削除するものでございます。

続きまして、第47条は、指定夜間対応型訪問介護において、第5条第1号と同様に政令で定める者を介護職員初任者研修課程の修了者に限定する規定を追加するものであります。

なお、現時点において、町内ではこのサービスの指定を受けておられる事業者はございません。

続きまして、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の20の3におきましては、指定地域密着型通所介護従業者の指定を削除し、地域密着型通所介護従業者に改めるものでございます。これにつきましては、国において文言整理が行われたものでございます。

続きまして、第62条第1項につきましては、単独型指定認知症対応型通所介護の定義について文言の補正をさせていただくものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

以上、承認第4号の補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い

を申し上げます。

○議長(篠塚信太郎君) 以上、説明のとおりです。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を 改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

- ○10番(山田 均君) 事前に配付をしてもらっております固定資産税関係ということで、特に再生可能エネルギーの改正にかかわるものですけども、1号、2号、3号ということで、今回、地方税法の附則第15条第32項で改正されるということでした。先ほど担当課長のほうから該当が町内ではないという話もあったんですが、これまでは新旧対照表を見ても2分の1ということになっておったのが3分の2と4分の3が加わったというふうに思うんですけども、これの考え方というか、細分化されたということなんですけども、町内でもメガソーラー的な部分もあるんですけども、ああいうものも該当しないということなのかどうか。これでいくと、太陽光設備の出力の1,000キロワット未満の設備ということになっておるんですけども、こういうことには1号とか、それから2号とかということには該当しないのかどうか、ちょっとお尋ねをしておきます。
- ○議長(篠塚信太郎君) 松山税務課長。
- ○税務課長(松山征義君) 附則第10条の2の再生可能エネルギーの関係のご質問ということでございます。

太陽光施設の設備でございますけれども、他の設備と含めまして、今回、総務省令で一定の規模を定められたということで、そこで特例割合の考え方も整理をなされたということでございます。端的に言いますと、再生可能エネルギーの中でも太陽光につきましては、平成28年3月31日までの部分については、一定の事業用が目的な太陽光発電というものが特例措置を受けられる施設ということでございましたけれども、平成28年4月以降につきましては、それ以外の自家消費に係る太陽光設備が特例の適用対象ということに変更になっております。そういったことから、自家消費型の設備というものが対象ということでございますので、現在のところ本町においては該当施設はございませんということでございます。

以上です。

- ○議長(篠塚信太郎君) 山田君。
- ○10番(山田 均君) これまで設置されておる太陽光については、当然、以前の2分の1 というのが税としてかかっておるという解釈でいいのかどうか。今ありましたように、今後 新たなものは1号、2号、3号に該当するかどうかという解釈ということになるのかどうか

ということをお尋ねをしておきたいというふうに思うんですが。

もう1つは、今回の改正によって、3号から2号、1号となっておるんですけども、例えば2号でしたら、税率が4分の3ということになって、風力とか水力とかということを含めて5キロワット以上、水力でしたら3分の2ということになるんですけども、町内ではそういう取り組みはないわけですけども、全体的に再生可能エネルギーの推進の立場からすると、そういう小規模なものも課税が強化されるというようにもなると思うんですけども、その辺についての見解を一つ伺っておきたいと。再生可能エネルギーの推進という立場からすると、その部分では逆行するのではないかと思うんですけども、ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

それから、今回の専決処分の条例の中で、延滞金等の税率、例えば14.6%とか、7.3%とかあるんですけども、以前の税率の高いときでしたら預金をしていても利子も高かったわけでございますけども、現在の金利の状況からすると、全く利子が預けておってもつかないのに等しいというような状況なんですけども、延滞した場合には、一般的に言われる高利貸しよりも高い延滞金を払わなければならないということになるんですけど、こういうものに対する見直しとか、金融庁等が示します税率にあわせて見直しをしていくとか、そういうような考え方というのはないのかどうか。そういう声も出ていないのかどうかを含めてお尋ねしておきます。

- ○議長(篠塚信太郎君) 松山税務課長。
- ○税務課長(松山征義君) まず、1点目でございます。

従来の部分については、その内容を充足しておれば、従来の内容でも特例を講じられると いうことでございます。

もう1点、小さな設備への対策というところでございますけれども、一定こういった部分を含めまして国の税制を制度改正を1年間かけて考えられるわけですけれども、こういった部分も今後議論の中で出てくるのではないかなというふうには感じてはおります。

最後に、延滞金の関係ですけれども、これも毎年国のほうから通知がございまして、決め られた割合で適用するという形でございます。

以上です。

○議長(篠塚信太郎君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終結します。 これより討論を行います。 最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。 討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例 の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

東君。

○4番(東まさ子君) 今、課長のほうから最高限度額が4万円引き上がって89万円から9 3万円になるということで、これによる保険税の増額分が28世帯、117万円ということ でありました。

一方、2割、5割の法定減免が拡充されて、5割については10世帯23人に51万円の軽減の増が図られたということでありましたし、2割については8世帯12人に11万円の軽減の増加となるということでありました。法定減額の5割、2割の対象者の拡充については、大変評価するものでありますが、最高限度額4万円引き上げによる117万円の財源を法定減免の軽減のために充てるということでありますが、国のほうがそういうふうに言っているわけでありますが、例えば法定減免に係らない世帯が中間所得層でもかなりたくさんおられるわけでありますけれども、こうした人たちは本町におきましたら税率が平成21年度から据え置きとなっておりますので、限度額の引き上げによる、そういう財源による税率の引き下げというか、軽減が受けることができていないということで、やはり国保税がほかの医療保険より高いということで、滞納もかなりあったりするわけでありますから、一つはそういう高齢者とか、失業者とか、低所得の被保険者がたくさんいるということで、今回、都道府県化も今年からなったわけでありますけれども、今のままでありましたら何も変わらないということであります。そういった点では、やはりこういう加入者同士の財源による割合

を変えることによって、低所得、中間所得の人たちの保険税を軽減するということでは、抜本的な対策にはならないと思っておりますので、やはり国の抜本的な拡充なしには成り立たないということだと思います。その点で据え置きはされているわけでありますので、そういう点については、引き上げされることを軽減するために最高限度額の引き上げの財源が使われるということでありましたらですけども、本町においては、ずっと長い間税率の据え置きでありますので、最高限度額の引き上げ分が還元されていないということになるのではないかなと。一定の人たちにしか還元されていないということになると思うんですが、そのあたりの見解はいかがですか。

- ○議長(篠塚信太郎君) 長澤住民課長。
- ○住民課長(長澤 誠君) 国民健康保険税被保険者でございますが4,000人余り、また、世帯にしては二千幾ばくかということでいらっしゃるわけでございますが、その中、個々に見ますと、それぞれ所得階層が違うわけでありまして、押しなべて均等にといいますか、平等に賦課できるということで、一番それに近い状況で展開しておるということでございます。いろんな所得者の方に即した賦課が本当はできればいいんですが、なかなかそういうわけにも行きませんので、総合的な見地から一定税率を定めてきておるということでございますし、また、厚労省につきましても、低所得者にできるだけしわ寄せがされないようなための負担緩和を図るために、前年度に引き続きまして引き上げということになったわけでもございますし、ご案内のとおり、会社員でありますとか公務員などの被保険者の限度額を超える世帯の割合が大体1.0%から1.5%ということになっております。国保につきましても、平成29年度現在では1.9%というような数値も出ておる中、できるだけ1.5%に近づくように段階的に限度額を引き上げる方針ということにも国のほうもなっておりますので、そういった施策に基づきながら、今後、本町が果たしてどういう税率で運営していったらいいのかということも含めまして、今後検討をしていきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(篠塚信太郎君) 東君。
- ○4番(東まさ子君) 本町の400万円以上の所得の存在ですけど、平成29年度の資料ですけど、400万円以上の所得の方が本町では59人、1.5%ということでありました。それとともに滞納ですけども、滞納の状況を見ますと、400万円以上の方の滞納は14件あるということで、高額所得者のほうでも保険税の所得に占める割合が1%以上であったり2割となるような、計算をしてみたらそういう数字にもなって、どんどん最高課税限度額を上げるということは、滞納者もそれと同時に増えてるということにもつながっているのでは

ないかなというふうに思ってるんですけど、その辺の見解はどうですか。

- ○議長(篠塚信太郎君) 長澤住民課長。
- ○住民課長(長澤 誠君) なかなか滞納のほうも苦慮してるわけでございますが、そういったところも含めまして、税率を据え置いたというところもございまして、全体的なそういった状況ももちろん加味しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(篠塚信太郎君) 山田君。
- ○10番(山田 均君) 私もちょっと1点お尋ねしておきたいと思うんですけども、国保税ですので、もちろん所得に応じて税がかかっていくということは、税をかけていく基本だと思うんですけども、国保の場合には、世帯全員の所得を対象とするので、多世代の家族ほど子どもも、例えば孫も働いていても全部それが基準になっていくので、そういう点の大きい課題があるのではないかと思うんですけども、そういう面で言うと、これまでから言われてるように、子どもの割合をどうするかと。半分とか、子どもは除くとかということもやっておるところもあるわけでございますけども、やはり何らかそういう所得がそれぞれの個人ではなしに、世帯の所得になっておるというところに今あったような滞納という問題も起こってくるのではないかと思うんですけども、その辺は担当課としてはどのように見ておられるのかということ。その辺の改善をしていかないと、なかなかこの400万円以上の所得があっても滞納が出てくるというのは、当然、そういう面であるのではないかと思うんですけども、その辺の考え方、見方はどうされておるのか伺っておきますし、見直しをする一つの考え方として必要ではないかということ。

それから、もう1点は規則なんかを、減免もやっぱりそういう措置を規定をしていくということも片方では必要かと思うんですけども、その点についてあわせて伺っておきます。

- ○議長(篠塚信太郎君) 長澤住民課長。
- ○住民課長(長澤 誠君) なかなか制度の問題でございまして、今、その制度に従いまして 取り組んでおるというところでございます。また4月から国保の制度改正ということで、先 ほども申しましたように、納付金を京都府に納めていかなければならないというシステムに 変わりましたので、そちらの兼ね合いもございまして、いかにその納付金をスムーズに納付 できるかというようなことも発生してきますので、そちらのほうと支出するほう、収入する ほうのバランスをまた考えさせていただきまして、また、今おっしゃったように、世帯とい うこともございますので、今後、いろんな問題も含んでおりますが、そういったところも加 味しながら、今度、どういった課税が適切なのか、どういった運営が一番本町にとって最適 なのかというところを検討して、税務課とも協議しながら取り組んでまいりたいというふう

に考えております。

- ○議長(篠塚信太郎君) 東君。
- ○4番(東まさ子君) それから、会社のリストラなどにあって離職をした場合に、国保税を 減額する制度があって、この制度を利用するのにハローワークが発行する雇用保険受給資格 証というのが申請するときに要るということでありますけれども、今回の改正でマイナンバ ーを言えば役場のほうが連携をとって資格の対象となるかどうかというのをハローワークと 情報を連携して対応するということでよろしいんですか。
- ○議長(篠塚信太郎君) 長澤住民課長。
- ○住民課長(長澤 誠君) おっしゃったとおりでございまして、今まで紙ベースでいただい ておったものがそういった連携を図ってとり行えるということになります。
- ○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終結します。 これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。 東君。

○4番(東まさ子君) それでは、ただいま議題となっております承認第2号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、反対の立場から討論を行います。 今回の国保税条例の改正は、1つは国保税の軽減措置の対象拡大であります。加入世帯の暮らしは厳しさを増しており、日本共産党議員団は、この間一貫して国保税の引き下げを求めてまいりました。この点では、昨年に引き続き5割軽減と2割軽減の対象世帯を広げるこ

とには、国保加入者の負担軽減につながるものであり賛成し評価するものであります。

しかしながら、今回の制度改正のもう一つに課税限度額の引き上げがあります。それは、国保税のうち、医療分の課税限度額を54万円から58万円に4万円引き上げるというものであります。この医療分58万円と後期高齢者支援金19万円、介護分16万円を合わせると合計93万円になります。課税限度額は、平成20年度68万円から平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度と増え続け、平成28年度89万円に、そして、今回、平成30年度にさらに4万円増となり、93万円の限度額にするというものであります。一定所得があるにしても、10年間で25万円の引き上げであります。政府は、限度額を引き上げることで中間所得者の負担軽減が図れるといいますが、限度額が引き上げられる世帯も全てが高所得世帯ではなく、所得の1割を超える重い国保税となっていること。

そして、また、滞納も率的には400万円以上の層が多いことからも、国民健康保険の被

保険者の間で負担割合を変えることで中間所得者の国保税引き下げを解決することはできないと考えます。非正規労働者や失業者、年金生活者など、無職者が国保加入者の多くを占める中で、国保税は重い負担となっております。高過ぎる保険税は、政府が国保支出に占める負担割合を大幅に減らし続けたことが最大の原因であります。保険税に事業主負担もない国保は、適切な国庫負担なしには成り立ちません。今必要なのは住民の命を守る砦としての国保制度の役割がしっかり発揮できるようにすることであります。そのためには、今回のような小手先の改定ではなく、市町村のこうした危機的な国保財政への国の負担割合を大幅に引き上げることを求めること。また、今年度から府が国保財政に責任を負うという新たな制度のもとで住民生活の実態を把握し、国保加入者の負担軽減にもっと町独自の努力をすべきことを指摘いたします。

また、会社の倒産や解雇、雇いどめなどにより離職をして国保に加入する場合、国保税を減額する制度があります。この制度を利用するには、国保加入の手続の際にリストラされたことを証明するハローワークが発行する雇用保険受給資格証を提示し申請することになっております。今回の改正で本人が同意すれば、雇用保険受給資格者証を提示しなくてもマイナンバーによる情報連携で制度適用の資格の確認ができるとしております。住民の利便性を図る、向上を図るということかもしれませんが、個人情報は一旦流出すれば被害の回復は極めて困難であり、国民には不利益ばかりであります。この改正は、マイナンバーの利用拡大への道を開くものであり、賛成できないことを指摘をいたしまして、反対の討論といたします。

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 举手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手多数であります。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

- ○10番(山田 均君) 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけども、先ほど担当課長のほうから新旧対照表の説明の中で、京丹波町では対象となる施設はないということでございましたけども、今回、ここに新たに明示されております看護小規模多機能型居宅介護という施設、複合型ということになっておるんですけども、この施設を例えばしようとすれば、指定を受けられるような事業所というのは京丹波町にはあるのかどうか、ちょっと1点伺っておきたいと思います。診療所とかそういうものを抱えておるということには必要になるわけなんですけども、そういう対象となるような事業所はあるのかどうか伺っておきます。
- ○議長(篠塚信太郎君) 大西保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(大西義弘君) 看護小規模多機能型居宅介護でございますけども、事業の内容についてご説明をさせていただいたところでございますが、この事業としては、事業所への通いであったり自宅への訪問、また、宿泊等組み合わせるというようなこととあわせて、訪問看護ということで医療的なケアも必要かなというふうに考えております。そうした中で、こういった法人格等でこうした内容をクリアできるところであれば可能かとは存じますけども、現在のところ、本町では、当然、今ないということでお答えをさせていただいたところではございますけども、見ておりましたら南丹市さんなり亀岡市さんでも、現在、実施をされておるようなところがないということで、制度的にはちょっとハードルは高いのかなということは考えております。ただ、本町での具体的な事業所、ここだったらできるというようなあたりについては把握をしておりませんので、ご了承いただきたいと思います。
- ○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君。

- ○10番(山田 均君) 専決処分の内容は共生型というのが平成30年度からそういうものが取り組めるということになったんですけども、なかなか介護保険、障害者サービスと一体的に提供ということでハードルもそれこそ高いと思うんですけども、こういう取り組みをしておるのは先ほど亀岡市とか南丹市という話もあったんですけども、そういうところでの取り組みというのはあるのかどうか。また、府下的にもそういう対象となって取り組んでおられる共生型というのはあるのかどうか。そういう動きもあればお尋ねしておきたいと思います。
- ○議長(篠塚信太郎君) 大西保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(大西義弘君) 共生型サービスでございますけども、4月から創設されたと ころでございますけども、ほかの市町の状況については把握をしておりません。申しわけご ざいません。
- ○議長(篠塚信太郎君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、 原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(篠塚信太郎君) 挙手全員であります。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。10時25分まで。

休憩 午前10時12分 再開 午前10時25分

○議長(篠塚信太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまから上程になります日程第9、議案第54号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議案第58号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)までの議案については、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

《日程第9、議案第54号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定について~日程第 13、議案第58号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)》

○議長(篠塚信太郎君) これより、日程第9、議案第54号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第13、議案第58号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長(太田 昇君) 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明 させていただきます。

議案第54号 京丹波町税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、平成30年度の評価替えに伴う土地に係る税負担の調整、地方のたばこ税の税率引き上げ等の見直し、 法人住民税、法人事業税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務 の創設などであります。

議案第55号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護 保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

介護保険料に加え、自己負担割合及び高額介護サービス費等の所得階層の判定においても、 特別控除額を控除した額を用いることとする政令改正が行われたことに伴い、条例で引用す る条文を改正するものなどでございます。

議案第56号 京丹波町営農林業施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

事業実施手続の合理化に関する措置において、「土地に共有者がある場合等、あわせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任する等」の改正が行われたことから引用条文を改正するものでございます。

議案第57号 京丹波町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定 につきましては、新庁舎の建設に伴い、本条例を廃止するものであります。

議案第58号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)につきましては、補正前の額110億6,600万円に、今回2,556万円を追加し、補正後の額を110億9,156万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算は、新たに取り組む事業等緊急的に予算措置を講ずるべき必要最小限の補 正といたしております。

主な補正内容でありますが、民生費では、老人医療事業において、高額療養費制度の見直 しに伴うシステム改修負担金として65万1,000円、農林水産業費では、畜産競争力強 化整備事業において、町畜産クラスター協議会において実施される施設整備への補助金に1, 344万9,000円を計上しております。

教育費では、コミュニティ・スクール推進体制構築事業において、社会総がかりで子どもたちを育むために学校運営協議会制度を導入し、協働体制を確立するための経費に102万6,000円、下山小学校に設置されている貯水槽施設の改修経費に1,401万6,000円を計上しております。なお、中学生国際交流事業において、受け入れ先であるニュージーランド・ダニーデン市タイエリ・カレッジ校の交流事業を担当する職員の体制が整わないことから今年度の事業を中止し、417万円を減額しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきま すようお願い申し上げます。

○議長(篠塚信太郎君) 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は、日程順にお願いします。

松山税務課長。

○税務課長(松山征義君) それでは、議案第54号 京丹波町税条例等の一部を改正する条 例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を本年4月1日とする必要のある改正につきましては、先ほどご承認をいただきました専決処分の措置をさせていただいており、今回はそれ以外の部分についてご提案をさせていただくものでございます。

まず、地方税法の改正の概要につきましてご説明を申し上げます。

今回の法改正は、働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、平成30年度の評価替えに伴う土地等に係る税負担の調整、地方たばこ税の税率引き上げ等の見直し、法人住民税等申告の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務の創設など必要な措置が講じられたところであります。

それでは、税条例の改正内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず1ページ、第23条でございます。

今回の法改正によりまして、納税義務者を規定する本条の条文中において適用条項の明示 等、法改正と同様の整理を行うものでございます。

同じく1ページから2ページ、第24条でございます。

お手元にお配りをしております資料の1ページもごらんいただきながらよろしくお願いを したいと思います。

所得税法の改正に基づく地方税法の改正によりまして、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振りかえを行う改正がなされたところでございます。また、このことに伴い、合計所得金額を基準としております非課税限度額における基準額等につきましても、給与収入換算で要件が変わらないよう、所要の整備が図られたところでございます。

具体的には、非課税措置に係る合計所得要件を現行125万円以下から135万円以下に する改正がなされまして、あわせて非課税の限度額につきましても、基準額に10万円を加 算した額にそれぞれ引き上げる改正がなされたことに伴いまして、条例におきましても同様 の整理を行うものでございます。

なお、この改正内容につきましては、平成33年度以後の個人住民税からの適用ということになります。

また、法改正によりまして、控除対象配偶者という定義を同一生計配偶者という定義に変更されたことに伴いまして、このことも規定において同様の整理を行うものでございます。 この内容につきましては、平成31年度分以後の個人住民税からの適用ということになりま す。

次に、2ページでございます。

第34条の2でございます。

これにつきましても、資料の1ページをごらんいただきたいと思います

今回の法改正によりまして、新たに基礎控除額に対する所得要件が整備をされまして、納税義務者に係る前年の合計所得金額の上限を2,500万円とすることが新たに定められたことに伴いまして、条例におきましても同様の整理を行うものでございます。

なお、適用につきましては、平成33年度分以後の個人住民税からの適用ということでございます。

同じく2ページから3ページ、34条の6につきましても今回の法改正によりまして、先ほどの第34条の2と同様に、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税 義務者については、基礎控除が消失し、調整控除を適用しないこととする要件が定められたことに伴いまして、同様に条例におきましても所要の整理を行うものでございます。

適用につきましては、こちらも同様に平成33年度分以後の個人住民税からとなります。

次に、3ページから4ページ、第36条の2、町民税の申告につきましては、法改正に伴いまして、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しがなされたことに伴いまして、条例におきましても適用条項のずれ、また、条文中の文言等について一定の整理を行うものでございます。

平成31年度分以後の個人住民税からの適用ということでございます。

次に、5ページから6ページ、第48条でございます。

これにつきましては、資料の2ページをごらんいただきたいというふうに思います。

今回の法改正によりまして、資本金が1億円を超える法人などを対象に、大法人に対する 申告書の電子情報処理組織による提出、いわゆる電子申告の義務化が整備をされました。こ のことに伴いまして、条例におきましても同様に必要な事項を明記することとあわせて、条 文中の適用条項など所要の整理を行うものでございます。

次に、6ページでございます。

新旧対照表6ページ、第92条でございます。

これにつきましても、今回の法改正によりまして、喫煙用の製造たばこの区分が新たに創設をされたことに基づきまして、条例におきましても同様に新たな条項を設ける等、所要の整理を行うものでございます。

同じく6ページ、第92条の2でございますけれども、この条文につきましては、新たに

第92条が新設されたことに伴いまして、従前第92条であった本条項を第92条の2というふうに条項の整理を行うものでございます。

次に、7ページでございます。

第93条の2でございまして、今回の法改正により新たに加熱式たばこに係る税制上の取り扱い等について、その特性を踏まえ、製造たばことみなすこととする整理が行われたことに伴いまして、条例におきましても同様に新たな条項を設けるなど所要の整理を行うものであります。

施行につきましては、平成30年10月1日からの施行ということでございます。

加熱式たばこにつきましては、いわゆる電子たばこ等々に属するものということでございます。

次に、7ページから11ページをごらんください。

第94条、たばこ税の課税標準でございます。

これにつきましては、資料の3ページも一緒にごらんください。

加熱式たばこの課税標準について、紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする法整備が今回行われたことに伴いまして、条例におきましても同様に整理を行うものでございます。

なお、施行は平成30年10月1日からでありまして、同日から5年間で段階的に課税標準の仕組みを変えていく内容となっております。

続きまして、11ページでございます。

11ページにつきましては、たばこ税の税率でございまして、この部分については資料の 3ページをごらんいただきたいと思います。

法改正に伴いまして、たばこ税の税率を平成30年10月1日から1円ずつ3段階で計3 円引き上げる改正が地方税法の改正によって行われたことに基づきまして、条例におきましても同様に所要の整理を行うものでございます。

なお、施行期日は、平成30年10月1日となります。

同じく11ページ、第96条につきましては、先ほどの第92条の2が新たに規定に設けられたことに伴いまして、条ずれが生じたため所要の整理を行うものでございます。

また、11ページから12ページ、第98条につきましては、第94条において定義語を 新たに定めたことに伴いまして、本条文中について整理を行うものでございます。

次に、12ページ、附則第5条でございます。

本則第24条の改正と関連をいたしまして、個人町民税の所得割の非課税限度額の引き上

げに伴う法改正が行われたことに伴いまして、条例におきましても同様の整理をさせていた だくものでございます。計算過程の中で10万円を加算するという整理を行うものでござい ます。

次に、13ページでございます。

資料の2ページとあわせてごらんください。

附則第10条の2でございまして、地方税法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合を定めるものでございます。地方税法附則の改正に基づきまして、固定資産税の課税標準の特例措置を定めるものであります。中小企業等支援の観点から事業者が生産性を上げるために導入する設備に対する償却資産の課税標準に係る特例率を3年間に限定しゼロとするものでございます。これは、国が今後3年間と定める集中投資期間に中小企業の生産性向上の実現を図る目的で制定された生産性向上特別措置法において、設備投資を後押しする観点から企業が策定し市町村が認定した計画に基づき導入した一定の設備を対象に期間を3年に限定した上で、固定資産税の課税標準の特例率をゼロから2分の1の範囲内において軽減できる特例が定められたことを受けまして、同様に地方税法の改正がこれを受け行われたことに基づきまして、条例においても本町の特例率を定める改正を行うものでございます。

また、今回の中小企業等に対する支援措置は、この税制上の特例措置以外にも各種補助金 等補助制度による支援も講じられることとなっております。その採択または交付決定に当た っては、今回の課税標準の特例率をゼロとする条例が制定されている市町村内の事業者に対 して優先採択される仕組みとなっているところでございます。

これらのことから、本町といたしましても、中小企業や小規模事業者の生産性向上を後押しする観点から今回の改正をお願いするものでございます。

なお、今回の改正に伴う減収への対応につきましては、別途国からの減収補塡措置が講じ られることとなっております。

次に、13ページ、附則第17条の2につきましては、引用しております租税特別措置法 の改正によりまして、適用条文の条ずれが生じたため、条例における適用条項等について必 要な整理を行うものでございます。

以上が第1条関係でございます。

次に、第2条関係についてご説明を申し上げます。

新旧対照表14ページをごらんください。

第1条と同様に第94条の改正でございます。

第1条関係における第94条の改正の内容を踏まえ、加熱式たばこの課税標準について、

紙巻きたばこへの本数換算の方法について、重量と価格を紙巻きたばこの換算する方法とする法整備が行われたことに伴いまして、条例におきましても同様に所要の整理を行うものでございます。

なお、今回の改正は、段階的移行の2段階目ということでございます。

施行期日は、平成31年10月1日からということでございます。

また、同じく14ページ、附則第10条の2でございます。

これにつきましても、地方税法の改正に伴いまして、条文中の適用条項に条ずれが生じたことから、今回整理をさせていただくという内容でございます。

施行期日は、平成31年4月1日からということでございます。

なお、この対象となる設備につきましては、企業主導型保育事業ということでございまして、本町におきましては該当施設はございません。

続きまして、第3条関係についてご説明を申し上げます。

新旧対照表15ページをごらんください。

先ほど来の第94条の改正に伴う第3段階目に係るものでございまして、施行期日は平成32年10月1日からとするものでございます。紙巻きたばこへの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式に段階的に移行する内容でございます。

次に、16ページ、第95条、たばこ税の税率につきましても、第1条関係、第95条と同様の内容でございまして、1円ずつ3段階でたばこ税の税率を引き上げるものでございます。この第3条関係につきましては、この改正の2段階目に係るものでございまして、施行期日は平成32年10月1日からという改正でございます。

続きまして、第4条関係についてご説明を申し上げます。

新旧対照表17ページをごらんください。

こちらにつきましても、第94条並びに第95条の改正ということでございます。第94 条、たばこ税の課税標準の改正につきましては、段階的移行の4段階目というものでござい まして、施行期日を平成33年10月1日からと定めるものでございます。

また、18ページ、第95条の関係につきましても、たばこ税の段階的税率引き上げという内容でございまして、今回の改正は最終の3段階目に係るものでございまして、施行期日を平成33年10月1日からということに定めさせていただくものでございます。

続きまして、第5条関係でございます。

新旧対照表につきましては、19ページをごらんください。

第93条の2、製造たばことみなす場合につきましては、次条の第94条の改正において

同条3項第1号で定める換算方法に係る条文を削除することに伴いまして、本条に関係する 条文等について同様の整理を行うものでございます。

施行期日は、平成34年10月1日からとなります。

同じく19ページから21ページでございます。

第94条、たばこ税の課税標準につきましては、第1条関係から先ほど来の第4条関係を得まして、加熱式たばこの課税標準について改正を行うものでございまして、今回の第5条関係につきましては、段階的移行の最終5年目に係るものでございまして、施行期日を平成34年10月1日と定めるものでございます。

最後に、第6条関係についてご説明を申し上げます。

新旧対照表22ページから24ページをごらんください。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、平成27年度改正条例附則第5条 に係ります町条例条文について一部改正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成27年度改正において講じました旧3級品の紙巻きたばこに係る特例税率の経過措置について、平成31年4月1日から平成31年10月1日に延長する改正が今回行われたことに伴いまして、規定においても同様の整理を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご賛同賜 りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(篠塚信太郎君) 谷口議員より途中退席の申し出がありましたので報告をします。 大西保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(大西義弘君) それでは、議案第55号 京丹波町介護保険条例の一部を改 正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本町では、平成29年度から介護保険料の所得段階の判定に用いる合計所得金額の算定に長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する特別措置について、平成29年3月の条例改正により附則で規定をしておりました。その後、この規定が国において平成30年4月1日施行の政令で本則化されたことから、本年3月に条例第2条第1項第6号アにおいて、特別控除額の適用に係る条文を規定する条例改正を行ったところでございます。

さらに、このたび、介護保険料だけでなく、自己負担割合及び高額介護サービス費等の所得階層の判定においても、この特別控除額を控除した額を用いることとする政令改正が行われたことに伴い、条例で引用する条文を改正させていただくものでございます。

具体的には、介護保険法施行令第38条の保険料率の算定に関する基準の中の第4項にお

いて、特別控除額を控除することが規定されておりますが、改正に伴い、第22条の2、居 宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等の中の第2項で、この特別控除額を控 除することが規定され、以下の条項において適用することとされることから、条例におきま して特別控除額を控除する規定があります第2条第1項第6号ア中の引用条文を改正させて いただくものでございます。

なお、この改正に伴う政令の施行日は、平成30年8月1日であることから、条例の施行 日についても同日としております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第55号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(篠塚信太郎君) 栗林農林振興課長。
- ○農林振興課長(栗林英治君) それでは、議案第56号 京丹波町営農林業施設事業分担金 徴収条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案書に添付をしております資料のほうをごらんください。

今回の土地改良法の一部を改正する法律によりまして、背景のところにも記載をされておりますけれども、今後、高齢化の進展に伴い、農地中間管理機構への農地の貸し付けが増加をしていくというように見られておるところでございます。

また、中間管理機構に貸し付けた農地がうまく担い手への集積がつながるよう、改正がされたところでございます。

もう一方では、国の国土強靭化法に基づきまして、防災・減災対策の強化に関する措置が うたわれておるところでございます。そうした中で、農地の利用集積の促進や防災・減災の 強化に資するよう土地改良制度の見直しをされたところでございます。その中で、事業実施 手続の合理化に関する措置が土地改良法第113条の2に位置づけられましたことから、新 旧対照表にございますように、改正前の土地改良法第113条の2で工事の完了等の場合の 公告等に関する条項が改正をされましたことから、今回、京丹波町営農林業施設事業分担金 徴収条例第4条第2項中の法第113条の2第2項を法第113条の3第2項に条文を改め させていただきたく、上程をさせていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りまして ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

- ○議長(篠塚信太郎君) 中尾総務課長。
- ○総務課長(中尾達也君) 議案第57号 京丹波町ふれあい広場の設置及び管理に関する条

例を廃止する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

先ほどの町長の提案理由の説明にもありましたように、新庁舎の建設に伴いまして、京丹 波ふれあい広場を廃止するものでございます。

現在、ふれあい広場におきましては、ビジョンダンマークほか施設の解体撤去もほぼ終了をし、今後におきましては、造成工事等を実施する予定となっております。

したがいまして、本施設の目的等の達成ができないということにもなってまいりますので、 本広場の設置及び管理条例に関しまして、今回廃止をお願いするものでございます。

続きまして、議案第58号 平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)につきまして、補足説明を申し上げます。

平成30年度京丹波町一般会計補正予算(第1号)では、補正前の額110億6,600万円に2,556万円を追加しまして、補正後の額を110億9,156万円とさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、3ページの第2表、地方債の補正でございますが、合併特例事業、合併特例債につきましては、1,330万円を増額させていただいております。これにつきましては、10款の教育費の小学校一般管理事業におきまして、下山小学校設備改修工事としまして、下山小学校に設置されております貯水槽設備の改修に充当をするものでございます。合計で4億5,790万円となりまして、補正後の発行額は全体で12億5,780万円とさせていただいております。このうち交付税の算入でございますが、約76%に当たります9億5,626万円余りが交付税算入をいただける地方債となっているところでございます。

次に、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、3款、民生費、4目、老人福祉費では、老人医療事業としまして65万1,000 円を計上しております。国によります高額療養費制度の見直しに伴いますシステム改修負担 金として追加をさせていただくものでございます。

次に、6款、農林水産業費、4目、畜産業費、畜産競争力強化整備事業としまして1,3 44万9,000円を計上をいたしております。町内の畜産・酪農農家の経営強化によりま す所得向上を目的に設置されます町畜産クラスター協議会におきまして実施される施設整備 等に対する助成を行うものでございます。

次に、10款、教育費、2目、事務局費、コミュニティ・スクール推進体制構築事業に1

02万6,000円を計上しております。社会総がかりで子どもたちを育むため、コミュニティ・スクール学校運営協議会制度を導入し、学校・家庭・地域の連携、協働体制を確立し、持続可能な体制整備を構築するものでございまして、これに必要となりますディレクターへの謝礼など必要額を計上をいたしております。

次に、6ページをごらんください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費、小学校一般管理事業に1,401万6,000円を計上しております。地方債補正の際にも説明をさせていただきましたように、下山小学校に設置されております貯水槽設備、昭和54年の設置となっておりまして、経年劣化等によりまして機能低下による影響を未然に防止するため、本施設の改修を行うものでございます。

同じく3項、中学校費、2目、教育振興費、中学生国際交流事業では417万円の減額をさせていただいております。国際化・情報化社会に対応できる幅広い国際感覚を身につけた人材の育成を図ることを目的に、中学校とニュージーランド・ダニーデン市のタイエリ・カレッジ校生徒との相互交流をこれまでから実施をしておりますが、今年度の交流事業の実施に当たりまして、先方の国際交流担当課職員の体制が取れないこと等によりまして、事業の中止を決定しましたことから事業費を削減させていただくものでございます。

同じく中学校学習支援教員等配置事業では58万8,000円を計上いたしております。 部活動サポート事業、中学校におけます部活動指導員の配置事業を活用しまして、本町の中 学校部活動において指導員3名を配置し、教員の負担軽減を図るというものでございます。

次に、3ページに戻っていただきまして、歳入でございます。

14款、国庫支出金、7目、教育費国庫補助金、1節、小学校費補助金で、コミュニティ・スクール推進体制構築事業補助金といたしまして34万円。

それから、15款、府支出金、2目、民生費府補助金、2節、老人福祉費補助金で、老人 医療助成事業施行事業費補助金ということで32万5,000円。

次に、4目、農林水産業費府補助金、1節、農業費補助金では、京の地域生産応援事業補助金30万円を計上いたしまして、財源の振りかえを行っているものでございます。

同じく畜産競争力強化整備事業補助金としまして1,344万9,000円を計上いたしております。

次に、7目、教育費府補助金、1節、教育総務費補助金では、部活動サポート事業補助金として63万8,000円を計上しております。

それぞれ歳出に計上しております事業への財源ということで、今回補正を行っているもの

でございます。

ご苦労さまでした。

最後に、18款、繰入金、3目、財政調整基金繰入金、1節、財政調整基金繰入金では、 財源調整を行いまして、今回、207万2,000円を減額とさせていただいております。 以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきましてご議決賜ります ようによろしくお願いをいたします。

○議長(篠塚信太郎君) これで本日の議事日程は全て終了しました。 よって、本日は、これをもって散会します。次の本会議は7日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

散会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議 長 篠 塚 信太郎

署名議員 森田幸子

署名議員 山 田 均